

(税込、単位:円)

区分		料金	
一戸建て住宅／複合建築物の住宅部分(一住戸)	単独申請	40,000	
	設計住宅性能評価 又は 省エネ適合判定 との併願申請の場合	7,000	
共同住宅等 (共同住宅・長屋・寄 宿舍・下宿・複合建 築物の住宅部分)	単独申請	基本料金	戸当たり料金
		75,000	2,000
	設計住宅性能評価 又は 省エネ適合判定 との併願申請の場合	10,000	
・共同住宅等の料金は、基本料金＋評価住戸数×戸当たり料金とする。 ・共用部を含めて評価を行う場合は、共用部料金として100,000円(税込)を加算する。共用部が併願審査の対象となる場合は、50,000円(税込)とする。 ・共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。			

【備考】

- ①併願申請対象業務は、弊社で行う適合性判定(軽微変更該当証明申請を含む。)、設計住宅性能評価とする。
- ②併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。
 - 1) 弊社の定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること。
 - 2) 併願申請対象業務の申請が本業務より前、又は同日に行われていること。
 - 3) 本業務の申請内容が、併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容(本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容(太陽光発電設備の設置の有無については除く。)で再計算したものを含む。)であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。
 - 4) 併願申請対象申請業務と同一の窓口に申請すること。
- ③計画変更の場合の料金は上記審査料金の2分の1の額とする。ただし、審査を伴わない変更申請については、1,000円とする。
- ④評価書の再発行する場合は、1通につき1,000円とする。
- ⑤プレート代、シール代は別途実費とする。

〈複合建築物に係る評価料金〉

- ⑥複合建築物に係る料金は、非住宅部分については、別表2、住宅部分については別表1により算定される料金の合計の額とする。
- ⑦評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、別表2又は別表1により算定される額とする。
- ⑧計画変更において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更がある場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

BELS評価業務 非住宅に係る評価料金

別表2

(税込、単位:円)

評価手法	判定に係る面積	用途分類(別表3参照)		
		A 類	B 類	C 類
モデル建物法	300㎡未満	130,000	60,000	40,000
	300～1,000㎡未満	160,000	80,000	60,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	180,000	100,000	80,000
	2,000㎡～4,000㎡未満	230,000	150,000	120,000
	4,000㎡～6,000㎡未満	260,000	180,000	140,000
	6,000㎡～10,000㎡未満	300,000	220,000	170,000
標準入力法	300㎡未満	200,000	100,000	80,000
	300～1,000㎡未満	250,000	140,000	120,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	300,000	180,000	160,000
	2,000㎡～4,000㎡未満	400,000	260,000	230,000
	4,000㎡～6,000㎡未満	450,000	300,000	260,000
	6,000㎡～10,000㎡未満	520,000	350,000	300,000

【備考】

- ①A種、B種、C種の用途分類の適用については別表3による。
- ②一つの申請の対象とする範囲(以下「申請範囲」という。)に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
- 1) 一部にでもA種が含まれるときはA種
 - 2) A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種
- ③延べ面積の算定については、次のとおり適用する。
- 1) 建築基準法の規定により算定する延べ面積であることを基本とする。
 - 2) 部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ面積により料金を算定する。

【併願申請】

- ①併願申請対象業務は、弊社で行う適合性判定(軽微変更該当証明申請を含む。)とする。
- ②併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。
- 1) 弊社の定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること。
 - 2) 併願申請対象業務の申請が本業務より前、又は同日に行われていること。
 - 3) 本業務の申請内容が、併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容(本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容(太陽光発電設備の設置の有無については除く。)で再計算したものを含む。)であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。
 - 4) 併願申請対象申請業務と同一の窓口申請すること。
- ③上記の条件に全て該当する場合は、別表2記載の金額によらず、一律10,000円とする。この時、標準入力法を使用し外皮性能の審査を追加して行う場合は上表の料金の0.1を乗じた額を加算する。
- ④プレート第、シール代は別途実費とする。
- ⑤上記に記載のない手数料についてはお問い合わせ下さい。